

ロボット関連閣議決定とその実施状況

資料3

「規制改革実施計画」(平成27年6月30日閣議決定)の内容				所管省庁	実施状況(平成28年1月31日時点)		今後の予定 (平成28年1月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施内容	
⑤ロボット利活用の促進							
1	新たな電波利用システムの整備	情報通信審議会において、ロボットの利活用を支えるための新たな電波利用システムの環境整備に向けて検討し、結論を得る。具体的には、小型無人機を含めロボットの利用可能な周波数帯の拡大や出力制限の緩和等について検討を行い、結論を得る。	平成27年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	総務省	検討中	情報通信審議会情報通信技術分科会陸上無線通信委員会において、新たな電波利用システムの環境整備に向けた技術的条件に係る検討結果のとりまとめ案を作成した。	検討結果のとりまとめ案について、平成28年2月上旬より約1ヶ月間の意見募集を実施しており、平成28年3月中に結論が得られる見込み。
2	小型無人機に係る規制制度の整備	①「小型無人機に関する安全・安心な運航の確保等に向けたルールの骨子」(平成27年6月2日小型無人機に関する関係府省庁連絡会議取りまとめ)に基づき、小型無人機の安全な運航等のためのルールについて、技術的合理性、将来的な活用・普及等に向けた技術開発、小型無人機を利用する事業等の発展や国際的な小型無人機に関する規制整備の動向を踏まえつつ、関係者との調整を経た上で、実施可能な点から段階的にかつ早急に取組を進める。 ②とりわけ、緊急の対応が求められる小型無人機の運航方法の規制については、速やかに所要の措置を講ずる。 ③その上で、小型無人機の機体や操縦者、小型無人機を利用する業務等については、関係者との十分な調整を図った上で法整備も視野に入れてルールの取りまとめを進める。	①平成27年度以降順次措置 ②今通常国会にも必要な法案の提出を目指す ③平成27年度検討、可能な限り早期に結論	国土交通省	一部措置済	①②第189回国会で航空法の一部を改正する法律が成立し、小型無人機の飛行の禁止空域及び飛行の方法等の基本的なルールが導入された。 ③小型無人機に関し、官民の専門家・関係者が一堂に会し協議を行う場として、小型無人機に係る環境整備に向けた官民協議会が設立された。  【参考：別紙】	小型無人機に係る環境整備に向けた官民協議会での議論を通じて、小型無人機の更なる安全確保のための制度設計について検討を進める。
3	インフラの維持・保守におけるロボットの活用①(公共インフラ)	「次世代社会インフラ用ロボット現場検証委員会」によるインフラの維持管理及び災害対応等に係る現場検証結果や港湾施設のインフラの維持管理に係る現場実証結果等を踏まえ、公共インフラの維持管理の効果・効率の更なる向上に資する有用なロボットの活用方法を定める。	現場検証等を通じた技術動向を踏まえ、平成27年度検討開始、結論が得られ次第速やかに措置	国土交通省	検討中	インフラ維持管理及び災害対応等に関するロボットの現場検証を実施。	平成27年度末までに現場検証結果・評価を取りまとめる。その後、ロボットの利用方法を検討する。

「規制改革実施計画」(平成27年6月30日閣議決定)の内容				所管省庁	実施状況(平成28年1月31日時点)		今後の予定 (平成28年1月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
4	インフラの維持・保守におけるロボットの活用②(産業インフラ)	事業者等が行う現場ニーズに基づく技術開発及びプラント等を活用した実証・評価の成果を踏まえつつ、技術の安全性や保安の確保に必要な検知能力等を有しているかの評価を行い、必要に応じて、ロボット等による点検等に係る措置を検討する。	平成27年度検討開始、平成28年度結論	経済産業省	措置済	平成27年度委託事業において、ロボット等を活用した点検事例が既に多くあることを確認するとともに、特に法令上の支障がないことを確認した。	—
5	搭乗型移動支援ロボット及び無人トラクターの公道運行	①搭乗型移動支援ロボットの公道走行に係る取扱いについて、「構造改革特区評価・調査委員会」の評価結果等を踏まえつつ、検討を進める。また、②無人トラクター等の無人農機の公道走行に係る取扱いについて、ジュネーブ条約等との整合性を整理した上で、安全性の検証を行いつつ、検討を進める。	①平成27年度中に公道実証実験を全国展開、多様な環境下における実験結果を得次第検討開始 ②平成27年度検討開始	警察庁 国土交通省	措置済	①搭乗型移動支援ロボットの公道走行に係る取扱いについては、「構造改革特区評価・調査委員会」の評価結果等を踏まえ、平成27年7月、構造改革特別区域における規制の特例措置の全国展開を措置した。  ②平成27年10月23日に有識者を交えた「自動走行の制度的課題等に関する調査検討委員会」を設置し、自動走行についての法律上・運用上の課題の整理等を行っているところ。 なお、同調査検討委員会において、農機メーカー2社からヒアリングを行った結果、現在のところ、両社の研究開発において、農機の公道走行は考えていないとの見解が示された。 また、いわゆる完全自動走行システムの実用化に向けて、道路交通に関する条約の改正に関する国際的な議論にも参画している。	①全国展開後の実証実験の結果を踏まえた上で、検討を進める。  ②農機メーカーの研究動向を踏まえ、必要に応じ課題の検討を進めるとともに、国際的な議論に取り組む。
6	新医療機器の審査の迅速化	ロボット技術を活用したものを含む新医療機器について、申請から承認までの標準的な総審査期間を、通常審査品目については14か月、優先審査品目については10か月とすることを目指し、着実に審査を迅速化する。	平成27年度以降 随時措置	厚生労働省	措置済	ロボット技術等を活用した革新的医療機器の早期実用化を推進するため、(独)医薬品医療機器総合機構の体制整備等により審査の迅速化を図った。  平成26年度は、6割の品目が目標審査期間を達成するよう取り組み、優先審査品目、通常審査品目のいずれもこれを達成した。	目標審査期間を行政側及び申請者側の双方の努力により達成するため、審査の各過程に係る標準的な処理期間を目安に適切な進行管理を行い、引き続き、審査の迅速化に努める。

「規制改革実施計画」(平成27年6月30日閣議決定)の内容				所管省庁	実施状況(平成28年1月31日時点)		今後の予定 (平成28年1月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
7	介護保険給付対象の迅速な拡大	ロボット技術の急速な進歩に対応する観点から、①介護保険の給付対象に関する要望を随時受け付ける、②「介護保険福祉用具評価検討会」及び「社会保障審議会介護給付費分科会」を必要に応じて随時開催し、新たな種目を早期に追加する、③介護保険の給付対象となった具体的な種目を速やかに周知するなどの措置を講ずる。	①措置済み ②③平成27年度検討・結論、随時措置	厚生労働省	措置済	これまで3年に1度の開催であった介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会を、平成27年11月に開催し、検討結果について12月に社会保障審議会介護給付費分科会においてご意見を頂いた。	今後も要望の受付状況をふまえ、介護保険・福祉用具評価検討会及び社会保障審議会介護給付費分科会を必要に応じ随時開催していく予定。また、その際に新たな種目の追加となる場合には、種目追加の手続き、周知など必要な措置を講じていく予定。
8	消費者保護の観点から必要となる枠組みの整備	消費生活用製品安全法等に基づき収集される事故情報等の分析を行い、その結果を踏まえて必要な措置や対応策を検討し、結論を得る。	市場における流通状況を注視しながら平成27年度検討開始。平成30年までに、結論を得たものから順次速やかに措置	経済産業省 消費者庁	措置済	消費生活用製品安全法に基づく、重大製品事故の報告を受けつけてきたが、民生用ロボットに関する重大製品事故の報告は、平成28年1月31日時点で0件であった。	引き続き、消費生活用製品安全法に基づく報告制度の運用を行い、市場に流通する民生用ロボットの事故情報の収集及び分析に努め、必要な措置を講じることとしたい。

## 無人航空機に係る改正航空法等の概要

## 無人航空機の定義

飛行機、回転翼航空機等であって人が乗ることができないもの(ドローン、ラジコン機等)のうち、遠隔操作又は自動操縦により飛行させることができるもの(200g未満のものを除く)

## 無人航空機の飛行ルール

## (1) 無人航空機の飛行にあたり許可を必要とする空域

以下の空域においては、国土交通大臣の許可\*を受けなければ、無人航空機を飛行させてはならない。

※安全確保措置をとる場合、飛行を許可

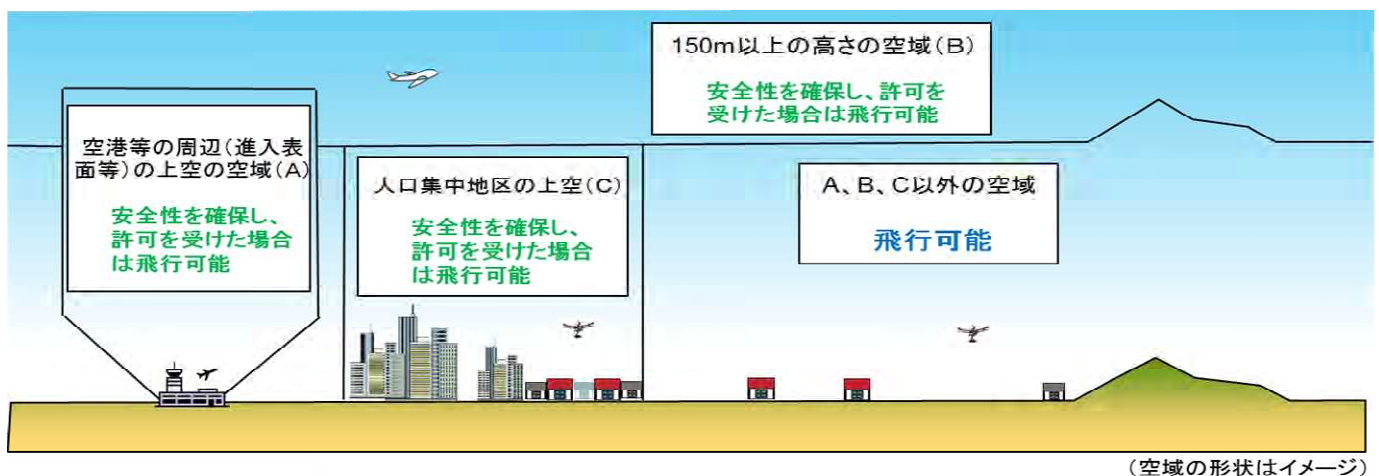
- ① 航空機の航行の安全に影響を及ぼすおそれのある空域
  - 空港等周辺に設定された進入表面等の上空の空域【下図A】
  - 地表又は水面から150m以上の高さの空域【下図B】
- ② 人又は家屋の密集している地域の上空
  - 国勢調査の結果を受け設定されている人口集中地区(国土交通大臣が告示で定める区域を除く。)の上空【下図C】

## (2) 無人航空機の飛行の方法

無人航空機を飛行させる際は、国土交通大臣の承認を受けた場合\*を除いて、以下の方法により飛行させなければならない。

※安全確保措置をとる場合、より柔軟な飛行を承認

- 日中において飛行させること
- 無人航空機及びその周囲を目視により常時監視すること
- 人又は物件との間に30mの距離を保って飛行させること
- 多数の者の集合する催しが行われている場所の上空で飛行させないこと
- 火薬類、高压ガス、引火性液体、凶器などの危険物を輸送しないこと
- 機体から物件を投下しないこと



## (3) その他

- 事故や災害時の国・地方公共団体等による捜索・救助のための飛行の場合は、(1) (2)を適用除外とする。
- (1) (2) に違反した場合には、50万円以下の罰金を科す。